

(返戻金)

- 1.採用決定者が入社日以後、入社日から起算して次項に定める期間に当人の一身上の都合で退職した場合は、ライブテック株式会社は既に支払われた当該採用決定者についての手数料を返還するものとする
- 2.前項において、当該採用決定者についての手数料を返還する場合は、入社後 1 ヶ月以内|退職した場合、手数料の 90%を返還する。入社後 3 ヶ月以内に退職した場合、手数料の 50%を返還する。